特集

フランスの若者の雇用状況と 「活動的連帯所得手当」(RSA)

みやじま たかし 客島 喬

●お茶の水女子大学・名誉教授

1. 経済は改善されず、 より支出を抑える

リラの花咲く美しい季節を迎えるフランスだが、オランド大統領5年任期における中間選挙にあたる地方選で、与党の社会党は痛い敗北を喫して一か月、その余波がなお続く。いくつかの中都市で、極右と呼ばれる政党「国民戦線」が市長の座を獲得し、衝撃を与えた。ただ、首都パリではアンヌ・イダルゴ新市長(女性)が社会党市政を受け継ぐのに成功、地方とは少しちがう様相をみせた。若者、学生、労働者、高学歴中間層など首都の選挙民の構成は複雑だが、格差、不平等、失業などに敏感に反応し、右翼票が伸びるとの予想が流れるなか人権やデモクラシーに危機感をいだく票も動いた結果だと推測する。

全般には経済は改善せず、失業率では2013年には11.0%に上った。オランド-エロー(首相)の 政権がこれという実効ある政策を打てなかったことへの失望が、この結果を招いたとみられる。責任上、首相交代は避けられず、大統領は前内相のマニュエル・ヴァルスを新首相に指名。行動的で決断力のある点に期待する向きもあるが、社会党 の中では珍しい治安重視の右派に属し、大統領と も反りが合わないのでは、と今後の路線に懸念が 抱かれている。なお、新首相はサルコジ前大統領 同様、移民の出身(スペイン系)で、少年期に帰 化している。帰化した者でも首相になることがあ るという点はフランスらしいといえる。新首相は、 経済・財政政策の当座の発表では、支出削減を一 段と進めるとし、公務員給与据え置き、物価上昇 に連動して増額するはずの年金等も据え置くよう である。ただし、後にふれる活動的連帯所得手当 (RSA) については不利にはしない、と述べた。 危機にあったユーロ情勢は今日少し安定を取り 戻しているが、ユーロ圏の中の大国の一つスペイ ンでは、財政危機回避のため依然として緊縮が続 き、財政支出は抑えられ、26%以上という失業率 が記録されている。若年層ではこれが50%を超え、 若者に職探しのあきらめ感が強く、仕事を求めス

2. 若者と移民二世 ──高失業のニグループ

ペインを後にする者も生まれている。

ところで、若者と失業の関係にしぼって少し述 べてみたい。

フランスではちょうど卒業の季節に当たってい るが、若者の憂鬱の時でもある。若者で卒業時に 職が決まっている者は少なく、失業率は慢性的に 高い。15~24歳では23%を超える(2011年)。 色々な理由があるが、一つには、フランスに限ら れないが企業では先任制(シニョリティ)が確立 され、中高年齢者の雇用の保護が厚く、若年層の 参入はなかなか難しい。次に、これもフランスに 限られないが、ヨーロッパでは正規雇用(期限な し雇用)が正常とされ、期限付きやパート雇用を 増やすのに制限が働き、おそらく労働者の就く雇 用の8割以上が正規労働と思われる。日本のよう に非正規雇用が広がり、ワーキングプアといわれ ながら何かの職に就き、失業者登録をしない国と 異なり、失業は多くなる傾向がある。

また細かいことに触れると、日本のように企業 が若者を学校卒業時に一斉に採用するという慣行 はなく、学校が求人の受け皿になったり、就職の 指導をすることもない(筆者の知る限りフランス の大学の事務部に就職課などは存在しない)。学 生は職安、新聞、情報誌などで求人を探し、手紙 を書き、履歴書を送るという、孤独な就職活動を しなければならない。例外はエリート高等教育機 関といわれるグラン・ゼコールで、修了者には官 庁や企業の幹部につながる就職口が提供されるが、 それはほんの一握りの若者である。

一般に高校や大学を出る若者は職業経験はなく、 熟練の特定レベルに格付けされるような資格もも たない者が多い。それを承知で、日本の企業は新 卒者を大量に採用する。もしも職業経験の有無、 資格の有無が問われたら、どうか。学生たちはみ な不利であり、フランスではその状況に近い。そ れなりに戦略を立て、在学中から企業でインター ン的実習をさせてくれる所で働き、履歴書に書き こめる実績にしようとする学生もいる。それでも、 山ほど履歴書を送り、面接を受けても、なかなか

採用されない。

というわけで、学校を卒業し25歳を過ぎても一 度も正規の職に就いたことのない若者が多数存在 する。2013年にある機関が3万3千人の若者に行 ったアンケートでは、卒業後3年経ってなお初職 が持てない者が、22%に達している(ルモンド、 2014年4月9日)。日本では学校卒でいったん正 規雇用に就いて、後に離職、転職する者は多いが、 それとは違うのである。当然その者たちは失業者 であっても、雇用保険でカバーされない。それが 少数でないだけに、彼らを困窮に陥れないために も保障の仕組みが必要になる。

さらに就職に苦闘している者に、移民の子ども たちがいる。かつての高度経済成長期のフランス には、南欧諸国、アフリカ、トルコなどから多数 の外国人労働者が受け入れられた。後に1980年代 にはその多くが定住を始め、現在では世代交代が 進んで、二世が労働人口の中心となっている。数 についてデータはないが、労働人口の5%には達 するかもしれない。移民の失業率は、ヨーロッパ 系移民(イタリアやスペイン系)を除くと全般に 高く、しばらく前の数字だが、フランスの平均の 3倍近い26~30%に達していた(宮島喬編『移民 の社会的統合と排除』東京大学出版会、2009年)。 20代の若者では40%を超えると推定されている。 なぜか、一応の説明としては、平均して教育水準 が低いことが指摘される。しかし高等教育レベル の高いディプロマ(修了資格)を得ていても、民 族差別といおうか、アフリカ系やアジア・中東系 の若者は採用されないケースが多いことが各種の 調査で報告されている。以上の表れだろう。少し 前のデータになるが、OECDの基準による貧困 率でみて、フランス全世帯では6%強だったのが、 移民世帯では15%となり、北アフリカ系移民を取 り出すと22%強となっている。

3. フランスの所得補償: RMIからRSAへ

日本では「総中流化」といった言葉がもてはやされ、「貧困」の語が姿を消していた1970年代、80年代にも、ヨーロッパでは、アメリカとともに「貧困の再発見」に目が向けられ、研究者や政策担当者は、公的扶助による所得補償のあり方の検討を進めていた。こうしてフランスでは「参入最低限所得手当」(RMI)制度が1988年に導入される。ミッテラン大統領時代のことである。

これは無拠出の公的扶助だから、日本でいえば 生活保護制度の生活扶助に当たるが、「参入」 (insertion)、つまり就労、社会参加などの支援 が目指されている点、政令で定められた最低所得 基準と受給者の世帯収入との差額が支給される点、 に特徴がある。最低所得基準は、法定最低賃金 (全国均一、為替換算によるが東京都の最賃より かなり高い) より低いが、子どもがいる世帯では これに近くなる。対象は 25歳以上のフランス人、 および滞在が3年以上の外国人が対象であるが、 なお、25歳未満でも子を扶養し、または妊娠中の 者は対象となる。手続きは、申請が適正かどうか の書類審査中心で、日本の生活保護申請者に行わ れる預金や資産調査、扶養してくれる近親者がい ないかどうかの親族調査はない。一方、「参入」 の活動として何をしているかを届けねばならず、 働いていれば就労内容・年収、失業中なら職安に 求職者登録しているか、など記入が求められる。 その趣旨はこの手当が単なる最低限所得手当では なく、社会的排除や剥奪状態からの脱出、つまり 参入を援助するためのものという点にある。だか ら受給者と国家の契約という性格付けも与えられ ている。以上については都留民子『フランスの貧 困と社会保護』(法律文化社、2000年)が詳しい。 申請書類提出先の福祉事務所は、日本の窓口で問題となる"水際作戦"、「あなたは働けるから、申請しても無理ですよ」と語るような対応をしてはならず、書類記入の不備を訂正させるだけで、必ず受理し、決定機関に送らなければならない。この点は日本でも見習うべきである。受給者に認定されれば、口座に振り込まれることになる。

このRMIのおかげで、職がなく雇用保険の給付もなく、不定期アルバイトに就いている若い世帯でも、なんとか日々の生活はできているといわれた。それもあってか、貧困率をみると、失業率がはるかに高いフランスで、日本よりもかなり低く6~8%の域にとどまっている(ただし前記のように移民の場合には高い)。

それが2009年法改正で、RSA(活動的連帯所得手当)に置き換えられた。前大統領サルコジ時代のことだが、どこが変わったのか。「活動的」とは「アクティヴ」の訳で、この言葉にはより強く「就労」という意味がこめられている。受給者に最低限の所得を保障する点は変わりがないが、職に就く、または復職することを奨励するという趣旨はより鮮明になっている。では、RMIとの違いはどこにあるか。

4. 少しでも働いたほうが 収入増につながる?

アフリカ系の移民二世のS君は、RMIの受給者だった頃、「仕事がみつからず、悩んでいるのに、よく世間からは "何をしなくても手当が振り込まれるので、彼らは働こうとしない"と陰口をたたかれる」と憤懣を語っていた。 RMIの下では、働いて収入があると、その分手当から減額されるため、よい雇用でないと就労意欲が高まらず、職に就くのが手控えられるという傾向が多少はあった。それが上のような誤解も招いていた。

RSAでは、(実際はいま少し複雑だが、分か りやすくやや単純化して言うと) 新たに就労を再 開した場合には、「就労手当」が支払われること となり、さらに就労で得られた収入(世帯員全員 の)の約6割が手元に残されることになった。い ってみれば、少しでも働いたほうが手当と合せて 収入が増えるのでよりましだ、という感情を起こ させるのがねらいである。RMIでは就労支援効 果が低かったという判断からの手直しであり、ス ローガン的には「労働による貧困からの脱出」と いうことになる(服部有希「フランスにおける最 低保障制度改革」『外国の立法』253号、2012年が 詳しい)。

実際の運用はどうなのだろうか。RSAは今日、 失業中ないし不安定な雇用にある者にとって最後 の重要なセーフティネットであり、この点RMI の考え方も受け継いでいる。受給者は個々の就職 計画をなんとか作成しながら、制度に適応してい る。就労または就労準備が求められ、奨励され、 たとえばPCの講座や、移民の場合は語学講座に 通うなどの行動もあるようだが、活動をしないか ら、就業しないからといって手当の停止へと進む こともないようだ。福祉事務所やソーシャルワー カーたちは、受給者の実情が前職、年齢、健康状 態などにより色々異なることを見ており、杓子定 規な介入はしないようである。

5. 人々の働き方は変わるか

同制度は、就業しているが低所得の者も対象と する。右のように一部加給が認められるので、受 給者は割のよくないパート労働にも就くようにな るかもしれない。その数〔世帯主〕は、RMI時 代よりも増加し、2010年6月には、176万強の世

帯となっている。このうち就業しているが低所得 で、同手当を受けている世帯は43万となっており、 この部分はRMIでは想定しなかった世帯といえ よう。RSAは、事実上、ワーキングプアとなる ことを奨励する制度とみられないことはなく、そ ういう批判もある(都留民子「連載第7回・『ワ ークフェア』は貧困を解決できるか?」『賃金と 社会保障』1581号、2013年)。

よくフランス人はバカンスを楽しむために働く などと言われるように、「働くことは人間の義務 だ」とか、「働かざる者・・・べからず」といっ た哲学にはなじまない。労働者は、夏季や復活祭 の休暇にはかなり長期バカンスを一家でとる。そ の間の代行労働として、失業中の若者や学生が2 カ月ほど就業し、生活費や学費を稼ぐのであり、 RMA受給者であることが多い。ところがそうし た若者も、代行労働が終わるとこんどは彼らなり のささやかなバカンスに出たりする。そういう国 柄だけに、RSAには適応はするが、「労働礼賛 イデオロギー」にはコミットしたくはない、とい う気持ちは強いとみる。

判断はむずかしいが、人々は失業者にとどまる よりはアルバイトや非正規の雇用も引き受けて少 しでも収入を得る、という日本では一般化してい る光景がフランスでもみられるようになるのだろ うか。近年、新自由主義の風潮も強まり、公的扶 助支出の削減をめざし、求職をすること、仕事に つくことを奨励する圧力が働く。フランスでは、 適応と抵抗が相半ばしているという印象ではある が、RSAの運用の仕方いかんでは、失業脱出の 道が、正規雇用へとならず、ワーキングプアとし て少しでも実入りをふやすという方向にならない か。労組としても、これは見過ごせない問題であ る。